

建指第748号

平成29年7月7日

石狩市都市計画審議会会長 様

北海道知事 高橋 はるみ



建築基準法第51条ただし書の規定に基づく都市計画審議会への付議について
このことについて、次のとおり建築基準法第51条ただし書の規定に基づき貴都市計画審議会の議を求めます。

記

	議案名	議案概要
1	札幌圏都市計画区域（石狩市）における建築基準法第51条ただし書の規定によるその他の処理施設の敷地の位置について （石狩市・民間施設）	一般廃棄物処理施設の敷地の位置に係る石狩市都市計画審議会の意見を伺う。

(建設部住宅局建築指導課建築基準グループ)

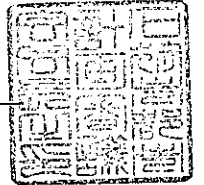
石都審第 2 号

平成29年7月27日

北海道知事 高橋 はるみ 様

石狩市都市計画審議会

会 長 岡本 浩



建築基準法第51条ただし書の規定に基づく都市計画審議会への付議について（答申）

平成29年7月7日付け、建指第748号にて当審議会に付議された「札幌圏都市計画区域（石狩市）における建築基準法第51条ただし書の規定によるその他の処理施設の敷地の位置（石狩市・民間施設）」について、審議の結果、石狩市の都市計画上支障がないと認めることに決しましたので、その旨答申します。なお、下記の事項について付帯意見として申し添えます。

記

（付帯意見）

既存の破碎施設の解体にあたっては、申請者が地元市に対し、スケジュールの提示などの情報提供を行うよう配慮願いたい。